



町税は期限内に納めましょう



◎町税は、まちを支える
原動力です

皆さんに納付いただく税金は、福祉、医療、教育、ごみ処理など暮らしに身近な幅広い行政サービスを安定して行うため、大切な財源として役立っています。

◎税金を滞納すると
どうなるのでしょうか

町税には納付期限が定められています。期限を過ぎても納付がないと督促状が発行され、延滞金が課されることになります。さらに滞納が続くと、財産（給与や年金、預貯金や不動産など）の差押え・差押財産の取立てや公売などの滞納処分を行うよう法律で定められています。

期限内の納付をお願いするとともに、納付が困難な場合は税務課まで必ずご相談ください。

◎納税者間の公平性確保と
滞納額の縮減に努めています

日野町では昨年度、納税者間の公平性確保のため、滋賀県と共同して機動的に滞納整理を進め、100件あまりの差押さえを実施しました。本年度からは、滋賀県と県内の全市町により設立された滋賀県地方税滞納整理機構と連携した取り組みを進め、さらに滞納額の縮減と安定的な財源確保に努めています。

◆問い合わせ先 税務課 収納担当 ☎ 6570 有線⑤5093

児童手当現況届は
6月30日までに

児童手当現況届は、現在の児童の養育状況を確認し、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するものです。
現況届の提出期間は、6月2日（月）から30日（月）までとなっています。現況届の用紙は、5月末に受給者の皆さんへ発送しました。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

◆提出・問い合わせ先

福祉課 福祉担当 ☎ 65573 有線⑤7772

第50回 水道週間
6月1日(日)～7日(土)



水道週間スローガン

「ただいまアー
蛇口ひねって
水ゴクリ」



今一度「水道」について
考えてみましょう！

みんなで参加しよう！みんなのスポーツ広場

今年で3年目となる「みんなのスポーツ広場」を開催します。運動したくて、する機会や場所、仲間がいなくて・・・と思っておられる皆さん、この機会にたくさんの仲間と一緒に、さわやかな汗を流してみませんか！



【とき】 6月から11月までの毎月第1金曜日および第3土曜日

第1金曜日（午後7：30～午後9：30）

第3土曜日（午前10：00～午後0：00）

【ところ】 大谷公園体育館

【内容】 ビーチボール・卓球・バドミントン

キンボール・ペタンク・太極拳

※どの種目も自由に参加できます。

【参加費】 ひとり1回100円 事前申し込みは不要です。

期間中、都合のつく日にご参加ください。

【持ち物】 運動のできる服装、シューズ、タオル等

【注意】 中学生以下の方は、保護者と一緒に参加してください。

◆問い合わせ先
教育委員会 生涯学習課
☎ 6566 有線⑤5370